

令和2年第2回砂川市議会臨時会

令和2年5月18日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 3号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
議案第 4号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につい
て
議案第 1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
〔予算審査特別委員会〕
- 日程第 5 議案第 3号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
議案第 4号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につい
て
議案第 1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
沢田 広志議員
多比良和伸議員
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
自 5月18日
至 5月18日 1日間
- 日程第 3 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 3号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

- 議案第 4号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
[予算審査特別委員会]
- 日程第 5 議案第 3号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

○出席議員（13名）

議長	水島美喜子君	副議長	増山裕司君
議員	中道博武君	議員	永関博紀君
	多比良和伸君		佐々木政幸君
	高田浩子君		飯澤明彦君
	増井浩一君		北谷文夫君
	沢田広志君		辻 勲君
	小黒弘君		

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会教育長	高橋 豊
砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	信太英樹
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	湯浅克己
病院事業管理者	平林高之

総務部長	熊崎一弘
兼会計管理	
市民部長	峯田和興
保健福祉部長	中村一久
経済部長	福士勇治
建設部長	近藤恭史
建設部技監	小林哲也
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局次長	山田基
病院事務局審議監	渋谷和彦
総務課長	東正人
政策調整課長	井上守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	河原希之
------	------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	山形讓
--------	-----

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	熊崎一弘
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	福士勇治
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	和泉肇
事務局次長	川端幸人
事務局主幹	山崎敏彦
事務局係長	斉藤亜希子

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 おはようございます。ただいまから令和2年第2回砂川市議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 水島美喜子君 日程第1、会議録署名議員指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、沢田広志議員及び多比良和伸議員を指名いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 水島美喜子君 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、5月18日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

○議長 水島美喜子君 日程第3、議案第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 議案第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年度砂川市一般会計補正予算について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分の年月日は、令和2年4月28日であります。

専決処分の理由であります。令和2年度一般会計補正予算について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を

行う特別定額給付金事業を実施するため、令和2年度同会計予算の補正について特に緊急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、当該予算を専決処分により補正をいたしましたので、承認を求めるものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。今回の補正は、第2号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億9,620万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ175億2,862万9,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたします。10ページをお開きいただきたいと存じます。3款民生費、1項1目社会福祉総務費で二重丸、特別定額給付金支給事業に要する経費16億9,620万4,000円の補正は、市民1人10万円の特別定額給付金を支給するために係る経費であり、対象者を1万6,702人とし、内訳につきましては事務補助員報酬以下記載のとおりであります。

歳入につきましては、5ページ、総括でご説明いたします。15款国庫支出金で16億9,620万4,000円の補正は、特別定額給付金支給事業費補助金であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第5号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) この専決処分は、10万円の定額給付金ということで、なるべく早く市民に届けられればいいということではいいのですけれども、ただ大きな金額で16億を超えるようなものでありまして、今1つ確認したいのはこの専決処分の年月日が4月28日となっておりまして、歳入も全部国庫支出金ということなのですけれども、そもそも国のこの補正予算の決定がたしか4月30日だったと思うのですけれども、国の補正予算決定する前に専決処分をしてしまうというのはいささか普通でいけば考えられないことかなと思うのですけれども、その辺のところどのような根拠をもってして国の補正予算が決定する前に専決処分ができたのかということをお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 専決処分の根拠ということでございます。特別定額給付金は、4月20日に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある、医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならないと示され、このため感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支

援を行うものでございます。事業主体は市町村であり、市区町村が実施する給付事業を対象として国が補助金を交付するもので、国の令和2年度補正予算に給付対象者1人につき10万円の給付事業費と事務費が計上され、4月27日に国会に提出されたところでありますが、支給に当たりましてはシステム改修や印刷などの準備を行わなければなりません、そのためには市区町村において予算措置が必要となるものでございます。このことに関しまして、所管であります総務省からの通知において国の補正予算の成立時期にかかわらず、市区町村の補正予算の早期の編成、成立に向けて手続を進めていただきたいという通知がされたことを踏まえ、給付対象者が確定する基準日であります4月27日の翌日である4月28日に国の補正予算の成立を待たずに一般会計補正予算の専決処分を行いました。早期の支給に向けた取組を進めたところでございます。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

◎日程第4 議案第3号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第4号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第4、議案第3号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算の4件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 峯田和興君 (登壇) 私から議案第3号、第4号についてご説明申し上げます。

ます。

初めに、議案第3号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金を支給することができるよう、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことに伴い、本市において行う事務に当該傷病手当金に係る事務の規定を追加するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第3号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、本市において行う事務の定めであり、第7号の次に第7号の2、広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第4号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、新型コロナウイルス感染症に感染したことまたは感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で給与等の支払いを受けている者に対して一定期間に限り傷病手当金を支給する規定を加えるとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第4号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第7条は、一部負担金の定めであり、第2項中「項注8」を「項注9」に改めるものであります。

第9条の次に次の3条を加えるもので、第9条の2は新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の定めであり、第1項は給与等の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき、新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限るものですが、そのときはその労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

第2項は、傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以

前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額とする。ただし、健康保健法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

第3項は、傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

第9条の3、第9条の4は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整の定めであり、第9条の3は新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第9条の4は、前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合において、その受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

第2項は、前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収するものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の砂川市国民健康保険条例第9条の2から第9条の4までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間に属する場合に適用するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第3号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,454万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ176億1,317万5,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸は今年度の臨時事業、アンダーラインを付してあるのは今補正による臨時事業であります。

14ページをお開きいただきたいと存じます。初めに、3款民生費、2項1目児童福祉総務費で二重丸、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業に要する経費1,901万円の補正は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、国は児童手当を受給する世帯に対し臨時特別給付金1万円を支給することにより、子育て世帯に対する適切な支援を実施することとしたものであります。支給対象者は、基準日を令和2年3月31日としてゼロ歳から中学生であった児童のいる世帯に支給するもので、対象児童の見込み数は1,652人で、給付額は対象児童1人につき1万円を児童手当の支給に合わせ、6月に支給するものであります。

次に、二重丸、地方創生臨時交付金事業であります。この事業は地方創生臨時交付金を活用して実施するものであり、若干説明をさせていただきますが、地方創生臨時交付金は国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき国の第一次補正予算に計上され、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、緊急経済対策の全ての事項についての対応として地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう創設された交付金であります。この交付金は、総額1兆円を地方公共団体に交付するものであり、砂川市の第一次交付限度額は地方単独事業に係る算定額であり、主に人口規模、財政力指数、特定警戒都道府県の指定の有無などを基準に算定され、1億1,702万1,000円となったものであります。今回の補正予算では、この地方創生臨時交付金交付限度額のうち6,384万8,000円を活用し、緊急を要する各種給付金、支援金事業について一日も早く該当者に支給できるよう臨時議会により補正予算を計上させていただいたものであります。交付金の残額に伴うそのほかの事業については、6月以降の議会で計上させていただくものであります。

個別の事業について説明をいたします。二重丸、地方創生臨時交付金事業に要する経費1,704万8,000円の補正は、子育て支援給付金支給事業であり、国が支給する子育て世帯への臨時特別給付金に子育て支援給付金として市独自に上乘せして支給することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減をより一層図るものであり、給付額は対象児童1人につき1万円として臨時特別給付金と併せて支給するものであります。

次に、16ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で二重丸、地方創生臨時交付金事業に要する経費4,680万円の補正は、中小企業緊急支援事業であり、事業継続支援給付金2,850万円は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により直接的または間接的な影響を受けた中小企業者への支援策として継続的に事業を営むことができるよう当座の資金について現金給付を行うものであり、国の持続化給付金対象が50%以上売上げが減少していることが条件であることから、市独自の支援策として減少が20%以上50%未満の事業者に対して給付を行うものであり、対象業種は産業分類で食料品製造業、印刷業、飲食料品、衣服等フランチャイズ店を除く小売業、宿泊業、飲食店、理容、美容業、写真

業、葬儀業、貸し衣装業、道路旅客運送業、娯楽業であり、一律30万円を給付するものであります。同じく店舗等確保支援給付金の720万円は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響で1か月の売上げが前年同期に比べ20%以上減少し、企業活動に支障が生じている飲食店等の市内中小企業者に対して企業活動の維持または継続のための緊急支援として固定経費である店舗等に係る家賃分を給付するものであり、対象業種は事業継続支援と同様に産業分類で食料品製造業、印刷業、飲食料品、衣服等フランチャイズを除く小売業、宿泊業、飲食店、理容、美容業、写真業、葬儀業、貸し衣装業、道路旅客運送業、娯楽業であり、家賃額1か月5万円を限度として3か月分を給付するものであります。同じく水道料金等支援給付金の376万4,000円は、新型コロナウイルス感染症の予防対策により外出自粛などの影響で客入りが見込めない状況が続いており、経営に大きな影響を受けている宿泊業及び飲食店に対し固定費の負担を軽減するため水道料金及び下水道使用料分を給付するものであり、業務用水道として利用している宿泊業、飲食店に対し4月から6月の3か月分の全額を給付するものであります。同じく飲食業等雇用継続支援給付金の380万円は、新型コロナウイルス感染症の予防対策により直接的または間接的な影響を受けた団体客を主として受け入れている飲食店、宿泊業者への支援策として雇用の継続を支援するため従業員数に応じて現金給付を行うものであり、対象事業者を従業員数6人以上の飲食、宿泊業者とし、従業員数が6人以上は30万円、11人以上は50万円、21人以上は70万円を給付するものであります。次に、休業支援金の350万円は、北海道から休業要請されているスナック等の対象施設を運営する個人事業者に対し北海道の支援金に上乗せして一律10万円を支給するものであります。その他の経費3万6,000円は、郵送料等であります。

次に、18ページ、9款消防費、1項2目災害対策費で一つ丸、災害対策に要する経費51万2,000円の補正は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中で災害が発生し、避難所を開設することとなった場合に備え、感染症対策としてマスクなどを備蓄するものであり、サージカルマスク5,000枚、次亜塩素酸ナトリウム消毒液12本、非接触型体温計12本などを購入するものであります。

次に、20ページ、10款教育費、6項1目給食センター費で一つ丸、学校給食の実施に要する経費のうち、食材費等補償金91万8,000円は給食休止に係る補償費等であり、学校を臨時休業したことに伴う給食休止に係る加工委託業者及び支払い済み食材費並びに保護者などへの給食費返還に係る手数料分を補償するものであり、その他の経費25万8,000円は印刷製本費、通信運搬費であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明を申し上げます。15款国庫支出金で8,374万円の補正は、学校臨時休業対策事業費、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費、地方創生臨時交付金事業費に係る国庫補助金であります。

16款道支出金で20万円の補正は、地域づくり推進事業費の道補助金であります。

19款繰入金で60万6,000円の補正は、財政調整基金繰入金により財源調整を行うものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君（登壇） 議案第2号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億2,364万円とするものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。10ページをお開き願います。2款保険給付費、6項1目傷病手当金で二重丸、傷病手当金に要する経費の傷病手当金77万7,000円の補正は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第二弾において国民健康保険等における新型コロナウイルス感染症に感染した、または当該感染が疑われるときに限り給与等の支払いを受けている被用者が療養のため労務に服することができなく、給与の支払いがないときに傷病手当金を支給する市町村等に対し財政支援を行い、円滑な支給に向けた取組とすることから、当市の国民健康保険においても対象者を7人と見込み、国の各種助成金の日額上限を参考として積算した経費であります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。3款道支出金77万7,000円の増は、傷病手当金支給に対して北海道より交付される特別調整交付金であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第3号及び第4号の一括総括質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

高田浩子議員。

○高田浩子議員（登壇） それでは、砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について質問させていただきたいと思っております。

今回の条例改正は、新型コロナウイルス感染症に係る内容となっております。今年に入ってから砂川市でも新型コロナウイルス感染症を受け、市内では感染者がいないものの多大な影響を受け、大変な思い、そして大変な暮らしをしている方々がたくさんいらっしゃいます。この不安な暮らしにやっと補償の支援を国や道が動き始めた、その中での砂川市としての条例改正ということになるかと思っておりますけれども、新型コロナウイルス感染症対策として傷病手当金を支給する規定を加える国民健康保険条例の改正について今回の改正

に至った背景や、被用者保険である協会けんぽ、全国健康保険協会では以前より傷病手当金制度が設けられておりました。このたび拡大により、新型コロナウイルス感染症によるものも対象としております。この国民健康保険での傷病手当金については、協会けんぽと内容が同様なのか、また独自であるのか、第9条2の中での給与等の支払いを受けている被保険者の定義について、附則として令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までとありますけれども、その点について伺います。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君（登壇） 傷病手当金についての改正の背景、協会けんぽ等における制度との相違、支給対象者、対象期間等についてご答弁申し上げます。

初めに、改正の背景ですが、3月10日に決定した政府の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の第二弾において感染拡大の抑制に向け、労働者が感染した場合、これには発熱等の症状があり、感染が疑われる場合も含まれますが、傷病手当金を支給することで会社を休みやすい環境を整えることを目的として協会けんぽ等の被用者保険同様に国民健康保険、後期高齢者医療保険においても傷病手当金の支給が円滑に行えるよう傷病手当金を支給する市町村等に対し支給額全額について国が緊急的、特例的な措置として財政支援を行うこととし、傷病手当金の支給について検討の要請があったところであり、国民健康保険において傷病手当金は、保険者が保険財政上余裕がある場合などに給付することができる任意給付であり、現在まで導入しておりませんでした。今般国が財政支援を行うことから、国の支援の範囲内を対象として支給を行うものであります。

続きまして、協会けんぽの傷病手当金制度との相違点ですが、1日当たりの支給額の算定において協会けんぽでは支給開始日以前の12か月の標準報酬月額を30日で除し、3分の2を乗じた額であり、国民健康保険では直近の継続した3か月の給与収入を就労日数で除し、3分の2を乗じた額となりますが、他の内容につきましては協会けんぽ同様の内容であります。

続きまして、支給対象者についてですが、砂川市国民健康保険の被保険者で給与等の支払いを受けている者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり、感染が疑われ、療養のため労務に服することができず、給与の全部または一部を受け取るできないことの全てを満たす者となります。

最後に、対象期間であります。傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日までに属する場合に適用となります。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 質問に詳しく答弁していただきました。その中で支給対象者ということで給与等の支払いを受けているとありましたけれども、そうすると自営業者、そして事業主、代表者、そしてフリーランス、この北海道砂川の地も農家の方々もたくさんいらっしゃいますが、農家の方は家族で働いたりしています。その受給対象者を給与等の支払いを

受けている被用者に限定したのはなぜか伺います。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 支給対象者を被用者に限定したということの質問でございますが、今般の国民健康保険における傷病手当金につきましては、国が新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第二弾の中で感染拡大防止の観点から症状がある方への対応として国民健康保険等においても被用者に傷病手当金を支給する市町村に対して臨時特例的な財政支援を行うことから、改正を行っております。これは、既に被用者を対象に傷病手当金を支給対象としているほかの協会けんぽ等の健康保険制度と合わせたものであり、元来国民健康保険での傷病手当金は自らの権限で事業を営む自営業者のほか、生産手段を持たず、他人に雇われて賃金で生計を維持している者など様々な就業形態の被保険者が加入している状況であることから、任意の給付となっている背景があり、また今般の新型コロナウイルス感染症対策としては個人事業主に対するものとしては持続化給付金や、あるいは無利子の無担保融資制度などで傷病手当金とは別の支援スキームがあること、あるいは収入においても月や年、季節などによっても大きく職種が異なるものもあり、傷病手当金の算定にもなかなか難しいものがあるとして、市としては国の支援制度である給与等支払いを受けている被用者を対象として制度としたところであります。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 答弁をいただきました。ちなみに、芦別なのですけれども、芦別は商店などの事業所に勤める従業員、被用者が感染症に感染した場合傷病手当金が支給されますが、同じ国保の加入者である農家やフリーランスの方も自治体の裁量で被用者に扱えるとの道の答弁を基に市は同様の対応を行うということです。こちらに北海道知事の回答書がございますけれども、内容を見ると、今般の国の特例措置は新型コロナウイルス感染症の拡大の防止を図る観点から、新型コロナウイルス感染症に感染した方、また発熱等の症状があり、感染が疑われる方に対し休みやすい環境を整備することとされており、被用者を受給対象としているところでございます。また、保険者が受給対象の範囲を自主的に条例で定めることは可能となっております。そして、国民健康保険料については、徴収猶予を行うことができる、滞納者についても分割や納付誓約ができる、そして滞納処分にする執行を停止することが可能というような回答があります。この回答を踏まえると、市町村の判断で拡大することも可能と言っている北海道の答弁なのですけれども、それによって芦別は拡大しておりますが、その点について伺いまして最後の質問とさせていただきます。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 今後の拡大する考えというようなご質問でございます。先ほども答弁しましたけれども、国民健康保険の傷病手当金については被用者保険の協会けんぽ等と違って、従来から傷病手当金というのは様々な形態の方がいるというようなこともありまして対象としていないところではあります。また、今回の新型コロナウイルスの部分

については、給与等の支払いがあれば、例えば農業者の専従で勤めているような人も該当になるというようなところがございます。国のほうでは、今般の国民健康保険等における傷病手当の支給は本年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染が確認されたことを踏まえ、適用期間も含め、緊急的、特例的に対応しているところでありますので、今後の感染の状況や国の追加の支援制度、あるいは国民健康保険への特別調整交付金の基準などの動向も見極めた中で対応についての必要性については検討したいと考えております。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第3号及び第4号の一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号及び第2号の一括総括質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

飯澤明彦議員。

○飯澤明彦議員 （登壇） 国の緊急対策に伴う今回の一般会計補正予算についての市長の考え方について伺いいたします。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策は、4月7日に閣議決定され、その後見直され、4月20日に一部修正され、改めて閣議決定されました。その中では、生活に困っている人々への支援として全国全ての人々への新たな給付金として1人当たり10万円を給付する特別定額給付金、事業継続に困っている中小企業への支援として法人200万円、個人100万円を限度に売上げが50%以上減少している中小、小規模事業者に対し給付する持続化給付金、子育て世帯へ児童手当に1人当たり1万円を加給する臨時特別給付金などが実施されるとされ、併せて地方自治体向けには地方創生臨時交付金として1兆円を予算化し、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施することになっています。

市長は、4月の臨時会では緊急対策として利子と保証料を全額補助する制度融資を改正し、緊急的な資金需要に応え、さらに今回の臨時会では地方へ交付され、地方創生臨時交付金を活用し、中小企業者への支援、子育て世帯への上乗せ給付などが提案されました。国と北海道の支援策が目まぐるしく動き、地方自治体の独自事業、またタイミングも非常に難しかったと考えます。補正予算の提案に当たり、国と北海道での事業との関係など、この臨時会で提案した補正予算における基本的な考えについて伺いいたします。

また、国の地方創生臨時交付金を使った事業として今回補正されておりますけれども、提案説明でもあったとおり交付金限度額は1億1,702万円となっておりますので、今回6,300万円余りの補正となっておりますので、残り5,000万円強でございます。市内には直接的な影響、間接的な影響を受けている事業者もまだあるようでございます。今後提案される事業の方向性などについても、もし现阶段でお考えがあればお聞かせ願いたいと存じます。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 飯澤議員から今回の市の緊急経済対策において国と北海道の事業との関連から市長の基本的な考え方をお聞きしたいということでございますけれども、この北海道の状況が他都府県と違っているのは2月28日に鈴木知事が全国に先駆けて緊急事態宣言を発令したと。当時北海道は感染者が多く、これからどんどん増えていくだろうと、その中での決断だったと思うわけでございますけれども、これが何を意味するかといいますと、休業要請をする前から2月29日から北海道の経済学的用語でいえば需要が止まったということです。いわゆる人が動かなくなる、スナックにも人は行かないと、かなり早い時期から北海道は厳しい状況に陥っているのが他と違うところでございます。

4月7日に国のほうで経済対策を発表しました。1つには、持続化給付金ということで、これは休業補償も何も関係なく、50%以上減った中小企業者等に200万、100万を出す。50%未満は、国は見ないと。もう一つは、国で言っているのは固定資産税です。例えばホテル等の大きなところは、固定資産税の額がすごく大きいと。そこについては、50%以上減ったところは課税標準をゼロにする。20から30%、30%から分かりませんが、段階に分かれて執行猶予1年と課税標準10分の1ということでやっております。それから、国は定額給付金、または子育て世帯の児童手当に1人1万円上乗せをしてやるなど、国はいろいろ言われていますけれども、私たちの目から見ると結構頑張ったと思っております。我々は、この隙間をどう埋めていけばいいのだろうと、一番ひどいところはどこなのだと、さらにはそこから波及した業種はどこにある、そういう50%超えたところは国が面倒見てくださいと、市町村はそこに届かないところをどうやっていくかというのが私の国の分析したときの考え方でございます。

ただ、その後道の経済対策が発表されて、正直言いますと私びっくりしました。道は、こんなに金がないのだと。いわゆる休業補償している対象の業者にしか出さないと。それは、スナックであったり、限られた施設であります。そういうところに30万円または20万円、10万円と3段階に分かれてやったときに北海道も財政難なのだと思っておりますけれども、札幌市がその後記者会見したときに道の額を超えられないということで、その範疇の中で一律30万にする、20万のところは10万足す、10万のところは20万足す、それから札幌市長のこだわりで飲食店、いわゆる料理を出すところにも影響があるので、そこにも出すという発表をしました。私自身思ったのは、道のは休業補償だけだから、そこに上乗せとか、そういう札幌市のようにやる考えはございませんでした。50%未満のところをどう救っていかうというのが私の基本でございまして、当時道新から調査が来まして、北海道新聞は札幌市がそうだから、全部の市町村が休業補償に足すものだと思っている。私は違う、それ以外のところに支給したいと。ただ、流れが上乗せと道新は決めているものですから、砂川市は何もしていないかのように対象外にされましたけれ

ども、私が思っているのはそういうところでございます。

道新は、その後これではまずいということで、その他の支援という項目が出てきて初めて載りましたけれども、私自身はもともと道と国を見ると市町村のやるべきところというのはもう見えていました。どこがひどいのだと。スナックは、2月29日から3月、4月、5月、6月、市町村でやるのは6月まで今第一次ではやらなければならないのですけれども、これだけひどいことになっていると。おまけに固定費はかかっている。それは、テナント料、賃料というのですか、要するに50%以上いきますから、国の金は入る、100万は入りますけれども、ずっと水道料とテナント料は払い続けなければならないと。そして、そこをまず軽減しなければならないのだらうというのが私の視点であり、また50%に足りないところ、これはスナックが止まることによってお酒を配送する酒店というのですか、そこにも影響する。また、物を食べるところにも人が出なくなるということは、需要が消えるということです。スナックはゼロになった、ほかのほうはゼロではないですけれども、どんどん減っていつている、そこで50%超えてくれると市の範疇ではないけれども、50%未満に収まっているところをどう助けようかというのがもともと基本の、恐らく市町村の考え方は後で結果見ると当時の新聞で札幌と合わせて上乗せするというところは実際やったところはあまりないです。いざやっていると、そこではないというのに後で恐らく気づいたのだらうと思っております。ちょっとやったところありますけれども、あのおり上乗せしたところはなくて、ほとんどは20%から30%以上から50%の範囲内ぐらいで20万、30万、うちは30万ですけれども、出すのが最終的には主流になっております。

また、もう一つは、大きな飲食店というのですか、ホテルなり、砂川では限られていますけれども、一次会となるような場所は大きい分だけ疲弊が大きいと、従業員も雇用していると、そこがこけてしまうと砂川の団体等が使う場所が消えてしまうと、そこを何とかできないだらうかというのが雇用人員に合わせた中での70万、50万、30万ですか、雇用をしっかりと守ってもらってそこを守ってもらうと、そこを守ることによってそこから人が流れていくという砂川市の流れになっていますから、大本がこけてしまうと小さなスナック等も人の流れが止まってしまうというのがございます。それから、スナックの水道料と賃料もしっかりと4、5、6月、市町村の範疇は一応今の交付金の範疇では6月まで、4月以降となっていますので、3月は残念ながら見られませんが、それは別な方向で道に合わせた形で10万円を追加しているところでございます。

また、砂川市のほうでは、国の児童手当1人1万に追加しました。それにつきましては、学校が早いうちから休校になってきたと、要するに北海道は先駆けたのだと、休校も。その分の負担が家計にかかっている。それを緩和するのは、北海道ならでのことであり、休校期間が長いとその分を手当てしなければならないだらうということで、限られた予算ではありますけれども、1万円を上乗せしました。

最後に、砂川市が唯一道に合わせたというのは、休業支援金でございますけれども、これは先ほど言ったスナック等がさらに延長になっていると、3月から人がいなくなっている、その分を加味すると、これには10万円を上乗せしましょうということで、どちらかという私はきめ細かくある程度実態を把握した中で時間はかかりましたけれども、やったつもりでございます。ただ、私たちがこの臨時議会に出したそれぞれの事業につきましては、当初商工会議所と経済部がやった調査が基本になってございます。これが全てかという、そこから以降波及効果でどんどん落ちていくところが現実には増えてきました。その分は、今回入れたところもありますけれども、入っていないところもございます。それは、6月議会の中でこれだけではございませんけれども、砂川市はたまたま感染者が出ませんでしたけれども、その陰には各病院、それから介護事業所が窓を開けたり、換気をしたり、いろいろな方面で並々ならぬ努力をして砂川市の感染を食い止めている、その努力は大変なものがございまして、それらの事業所も含めていろいろ手だては6月の定例議会を出していききたいと。少なくともある程度のもは救えるところは救いたいと。

ただ、国で言う全事業所といってもフリーランスの問題だとか、いわゆる農業の問題、フリーランスに該当するのかとなっているのですけれども、実際該当にならない人がすごく増えてきていると。それは、国の基準の中で事業所得と言っているのです。ところが、実際には事業所得で申告していない人が結構いる、雑所得とか、それは対象外だとか、北海道の農業は冬場ゼロ、今もゼロ、差が出てこないとかいろいろな問題がございまして。それらも整理しながら、6月である程度出せるものは出していききたいし、国のほうから地方創生臨時交付金が幾ら来るのか分からないのですけれども、二次追加はあると思っておりますけれども、都道府県の金のあるところはいいのですけれども、ほとんど金がないから、都道府県がすごく今苦しんでいます。北海道みたいに感染者の多いところは、ホテルを確保するだとか、すごく膨大な経費がかかっていて肝腎なところに行かないというのが北海道の実情で、わざわざ持続化給付金に5万円を出すのにも基金を崩さなければならないという状況がございまして。どちらのほうに国の二次の臨時交付金が配分されるか、まだ全然分かっていません、市町村に幾ら来るかも。ただ、砂川市は、まだ全部使い切っているわけではなくて、第二弾で拾えなかった部分についてはしっかり把握するようにそれぞれ情報を頂きながら、また再度調査するなりして拾っていききたいと、このように考えているところでございます。

なかなか難しい中でも砂川市は、国直結と言ったらおかしいのですけれども、経済的というか、省庁間の連携が取れているものですから、情報を得ながらしっかりしたところにやるのに時間がかかったというのがございますけれども、押しなべてきめ細かくやろうとすればこの種のものには時間がかかるけれども、しっかりやっていききたいと。何とかこの砂川市の経済的ダメージ、これを完全に復活するのは物すごくしばらくかかるし、恐らくコロナの影響というのはそう簡単に消えないだろうと。油断をすると、韓国なり中国で三次

感染が起きてくると、その種のようなものでございまして、それを繰り返しながら何とか山を小さくしていったって1年がかりで乗り越えていかなければならないような問題だと思いますけれども、市民の協力または議会の協力を得ながら、この砂川市のいまだかつてない経済の落ち込みを何とかして少しでも、そのためには長くなって申し訳ないのですけれども、私の思いでございますが、一番最初に国のは4月30日、5月過ぎないと出ないと、定額給付金は19日から砂川市はもう支給できることになって、何とかその中で一息ついてもらえるのですけれども、最初に言ったとおり制度融資の中でしばらくしのいでもらわないと、国会が4月30日でしたか、結局それを過ぎた後ということは遅れることは私は当初から分かっていたので、制度融資なり定額給付金を急がなければならぬと、何とか5月8日、国で言う第一次に間に合います、総務大臣の記者会見のときに一次で間に合った北海道では5市ですか、町では結構人口が少ないからあるのですけれども、市名を発表していただいたので、何とか総務省に顔は立ったかなと。またあわせて、一番最初に現金が入るのがクラウドファンディングしかないというのが想定はついていたので、何とか皆さんのご協力を得て砂川市は黒子に徹しながら頑張ってもらった飲食店協会の皆様方にはもう配分が行ったということでございます。現金が入ってみんなの力で何とかしのぎながら、この砂川市をしっかりと守っていきたいということを申し上げまして、答弁に代えさせていただきます。

○議長 水島美喜子君 飯澤明彦議員。

○飯澤明彦議員 ありがとうございます。多岐にわたる経済対策、新型コロナウイルスの終息ははまだ見通しが立っておりませんが、国では第二弾、第三弾、さらなる追加対策を考えているようでございます。砂川市においても速やかに地域の実情を考慮して砂川市の経済的ダメージを軽減すべく、引き続きの対策をお願いして質問を終わります。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 (登壇) 私は、議案第1号の一般会計補正予算について質問させていただきますが、今ほど飯澤議員と市長のお話を聞いた上で2点ほど聞かせていただければと思うのですが、まず1点目は国の持続化給付金ですけれども、売上げベースを基本に今回100万円、200万円を給付するというところで、市のほうでは国の届いていないところ、市独自で20%から50%のというところの支援をしていただけるということでした。まちの声からしてみたら、すごくありがたいと、50%まではいっていなかったのだけれどもというところも多くて、そういったところからは少しでも市が支援してくれるの

はありがたいというお話がある一方で、実は20%まではぎりぎりいかないぐらいなのだけれども、うちの業種はすごくマスクの需要が多くてとか、そういったところで経費率が物すごく上がって、相殺すると実質30%、40%純利益的には落ちてしまうのだけれども、今回の補正の中では面倒見てもらえないというようなお話もいただいております。今後アンケートを取りながら、また二次、三次、それからまたマスクを必要とする業種、特に医療機関や介護、そして工業界の中にも塗装業だったりとか解体業、いろいろな場面でマスクを必要とする業種というものもあります。そんなことをぜひ検討していただけるものなのかどうなのか、またこの補正予算に当たり経費というものの考え方はどのような考え方で今回は考えられてこなかったのかをお聞かせ願えればと思います。

次に、まちを回っていますと、最初に新聞なんかで上乘せ、上乘せという言葉が先行してしまって、市民の中では一律30万円というのが国の持続化給付金の100万円もしくは200万円にプラスして30万円頂けるものだと考えていらっしゃる方が非常に多いということが分かりました。これには、当然分かるのがっかりされる方も多いのだろうと思うのですが、丁寧な説明と、それから丁寧な周知方法というものがまた必要になってくるのだろうと思いますので、そのあたりの周知方法についてお聞かせ願いたいと思います。

すみません。もう一点、実はまちを回っていますと、100万円、200万円の持続化給付金はインターネットを使わないとできないということで、かなり諦めていらっしゃる方も多くて、当たるみたいだけれども、その手順の仕方がよく分からないと、だからもういいわと言っている高齢の経営者の方も非常に多いというのが印象にあります。今回市で支援策をいろいろ多岐にわたり支援していただけるのですけれども、これらがしっかり説明される場が必要だなと感じているのと、それからお手伝いしていただける環境というのが非常に大切だと感じております。そのあたりについての考え方についてお伺いして、終わりたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 (登壇) 3点ほどご質問を受けたと考えております。

まず、1点目でございます。対象事業所とか経費の扱いについて、今回どのように考えたかということだと思います。国の持続化給付金につきましては、売上げベースということで200万、100万というところを判断していくということでございます。基本的には、国の持続化給付金事業と同じような考え方で、まずは売上げベースで砂川市の場合は20%を超えて50%に満たなかったところ、そういったところについて対象にしたところでございます。これにつきましては、様々な経費の取り方というのはあると思うのですが、まずは早急にお手元に当座の資金を届けたいということから、国に合わせた簡潔な方法を取りたいということで今回そういった経費については細かく見ないで売上げベースで判断をさせていただくという手法を取っております。また、対象事業所につきましては、今回は先ほど来話があるように2月末、3月、4月に直接的な大きな打撃を受けた

業種、商工会議所のアンケートの結果でも明らかでもありますし、肌感覚で分かるという範囲の中で対象を絞らせていただいております。ただ、今後につきましては先ほども話がありましたけれども、当初直接的な打撃を受けた以外のところにも今影響が拡大してきているという状況があります。これにつきましては、今後会議所とまたアンケート調査も取りたいと思っていますし、今回支給する給付金などの市内での状況なども考えながら、必要であれば対象事業所については今後様々な検討を加えていきたい。これにつきましては、国や道がこの後どのような政策を出していくかというのがあります。日々特に国のほうでは、既にある制度の拡充、拡大、特例というようなことでどんどん範囲を広げてきている状況でありますので、その辺も見極めながら、では市としてどういう対象にしていくかということを検討していきたいと考えております。

あと、持続化給付金プラス30万円だと、200万、100万に30万が上乗せされると勘違いというか、その辺の整理がされていないという話があるということでございます。制度といたしましては、国が50%以上、そこに満たなかったところを砂川市としてということでございますので、ここについてはもちろんこの後申請書を送るところにも書いてありますし、広報すなわですと6月1日号になりますし、ホームページでも広報させていただきますし、当然お問合せがあればその辺の制度の仕組みというか、区分については丁寧にさせていただきたいと思っております。

あと、国の持続化給付金事業について手続きが煩雑で諦めていらっしゃる方がいらっしゃるということでございました。まだそれほど市のほうに、あと会議所のほうにもそうなのですけれども、まだそんなに相談の件数というのは砂川の場合多くございません。まだ周りの様子を見ていらっしゃるのかなとは感じているのですけれども、これは大変ななかなか経験したことの無い事態にあって国が50%以上ですけれども、そういった大変なところについては200万、100万という制度を用意しておりますので、売上げで50%以上超えていらっしゃるところについてはぜひ申請をしていただきたいと思います。国のほうでオンラインで申請ということで、5月1日から既に受付は始まっているのですけれども、なかなかやはり議員さんが心配されているようにそういった手続きが取りづらい方もいらっしゃるということで、電話での問合せも可能なのですけれども、各地に相談の窓口を設置するというので、これは国においてするのですけれども、今場所を選定しながらそういった相談の窓口を設置することになっておりまして、話によりますと砂川市内にもそういった窓口が設置される方向で今話が進んでいると聞いております。オンラインですとか電話ではなかなかできない相談も、砂川市内にそういった窓口が設置されれば、ぜひそこに行っていただいて、そこで対面で相談なり申請をするような方向で考えていただければと思っております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 （登壇） 私も一般会計補正予算での総括質疑を行いたいと思います。

通常臨時議会は、本会議1本なのですが、本日は予特が設置されているので、総括的な質疑をしていきたいと思うのですが、まずは経済対策の関係を中心に質疑を行っていきませんが、1点目としては一般会計補正予算で今回の各事業、経済対策ばかりではなく、いろいろな事業があるわけですが、そこに向けての財源内訳についてまずお伺いをしたいと思っております。

それから、私も今回の商工振興の中小企業緊急支援事業に対しての基本的な考え方をお伺いしようと思いましたが、先ほど市長のほうからかなり詳細にお話がありましたので、こちらのほうは省きたいと思っております。

次が中小企業の緊急支援事業についての関係なのですが、先ほどもお話で出てきましたけれども、砂川商工会議所が行った企業活動に及ぼす影響調査というのが3月の末だったのです。しかも、回収率が27%という状況で、正直危機感も今とはまた違う状況ではあったのかなと思うのですが、あまり実情がしっかりとつかめていない状況の中でのアンケート調査だったのと併せて、商工会議所の会員でも364の事業所があるというお話も伺ってまして、今回の経済対策としてこの対象の事業所を絞り込んできた根拠というのがどこにあるのかということをお伺いをしたいと思います。

先ほども多比良議員のほうからもありましたけれども、砂川市の発信の仕方なのですが、私も砂川市のホームページはよく見えています。ここでは、まだ分かりづらいのですが、内容としてはある程度把握できるような内容になっているかなとは思うのです。この新型コロナの関係は、経済対策ばかりでなく、市民生活に大きな大きな影響を及ぼしていて、市のほうもいろいろな対策はあると思っているのですが、例えばインターネット環境がない方々は市内にもたくさんいらっしゃって、まだまだ砂川市がどういうことをやっているのかということ把握されていない方々も多いのです。今まで広報すながわを見ましても、ここに向かっての特集というのは打たれていませんし、ほかのまちでは別枠の紙媒体を使って市民の皆さんにより理解を深めるような仕組みをされているというまちももう既にありますし、道のものも結構分かりやすく事業者向け、あるいは個人向けというような形で発信をされていたりしていますので、ぜひとも砂川市もいち早く情報を発信してほしいとまず思っているのですが、今回の経済対策についてもどこの窓口がどうなっていくものなのか、あるいは先ほどのお話でもなかなか申請の仕方が難しかったり、高齢者にとってみるとなかなか大変だったりという状況はあると思いますので、今回は非常にいい経済対策だとも思っていますので、ここをなるべく困っている方々が早く申請ができて現金が入るような仕組みとこのことをしっかり確保していただきたいと思っておりますので、申請方法についてもお伺いをしたいと思います。

最後に、質問なのですが、この新型コロナの感染症の終息というのは市長もおっしゃっていたとおりまだまだきつと先にあるのだらうと思うのです。今回は、経済対策がかなりメインで予算も大きく使っているのですが、先ほども言ったとおり市民全体

としてもいろいろな影響を大きく受けていまして、今後経済対策ばかりでなく、コロナの感染症に対して砂川市はどんなような状況、どんな対策が打たれていくのかということももうそろそろ早い段階ではあるのですけれども、発信をしていってほしいと思うのです。先ほど飯澤議員への答弁で市長も前半のところはかなり詳しくおっしゃっていたのですけれども、今後の経済対策、私は今回の予算は経済対策ばかりでなく対策が打たれているものですから、できれば今後の感染症に対しての市長の考え方をこの場でお伺いをしたいと思っております。

以上です。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 私から一番最初にお話ありました財源の関係をご答弁させていただきたいと思っております。

まず、児童福祉総務費、予算書14ページになりますか、子育て世帯への臨時特別給付金事業、これにつきましては国庫支出金の子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費補助金ということで国の補助でございます。国庫支出金でございます。同じく地方創生臨時交付金事業である子育て支援給付金支給事業及び商工振興費の地方創生臨時交付金事業である中小企業緊急支援事業については、国庫支出金の地方創生臨時交付金事業費、全国的には全体で1兆円と言われている部分の交付金を全額充当するものでございます。それから、消防費の災害対策費の災害対策に要する経費につきましては、51万2,000円のうち20万円を道の補助金であります地域づくり推進事業費補助金というものを使いますし、給食センター費の学校給食の実施に要する経費の食材費補償金、これについては国庫支出金の学校臨時休業対策事業費という補助がございまして、その補助金88万2,000円というものを使わせていただきまして、残りの事務費等々については一般財源、財政調整基金のほうで繰り入れながら使おうと思っております。

広報の関係も若干質疑ございました。広報すながわは、ご承知のとおり1日、15日号ということでそれぞれ締切りがありながら広報紙を作成しているのですけれども、この辺は月2回という部分の有利性を活用しながら、毎号巻末になってしまいますけれども、その場その場での情報というのは出ささせていただいておるのですけれども、なかなか広報紙を見てくれている部分が少ないのかなとも思いますし、ただホームページにつきましてはなかなか見る機会がないという方が多いのですけれども、見られる部分では今スマホ等々でも見られるようなレイアウトにしていますし、コロナ関係の部分についてはトップページでリンクできるように見やすい部分は考えながら、また防災ラインにつきましても今月からは定期的に広報の発行についてはお知らせしながら、またそこにもリンクを張りながらお示ししているというところでご理解頂戴したいと思っております。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君（登壇） 3点ほどお問合せがあったと思っております。

1点目でございますが、対象事業所の選定の考え方でございます。議員のお話にもありましたように、商工会議所との協働により実施したアンケート調査、これによって特に大きな影響を受けている業種を基本としつつ、外出自粛要請により著しく客足の遠のいた業種及びそれらの業種と関連性の強い業種、さらには感染拡大予防の観点から3つの密を防ぐことにより大きな影響を受けている業種とし、そのうち経営ノウハウや仕入れ等について大手企業のアドバイスを受け、経営を行っているフランチャイズ経営店を除く事業所を選定させていただいたところでございます。

2点目でございますが、申請方法についてです。分かりやすく迅速な手続が行われるための窓口の設置ですとか、申請方法についてなのですけれども、申請の受付事務につきましては事前に申請書を郵送し、原則郵便による申請受付としているところでありますので、特段の窓口設置は行わず、商工労働観光課内で対応してまいりたいと考えております。申請方法の説明につきましては、支援策ごとに分かりやすく説明したチラシや支援策ごとに該当するか否かの判別の参考とするための判別フローチャートを同封するなど分かりやすいものとしており、また申請手続の迅速化を図るため、複数の給付金を申請する場合には売上げ減少を証明する書類や給付金を受け取る口座番号が分かる書類などを本来はそれぞれの申請書に添付する必要があると思いますが、重複を避けるため、いずれかの申請書に添付していることでそのほかの申請書には省略することができる旨チラシ等に記載し、申請者の負担とならないよう簡素化に努めるところであります。なかなか高齢者に周知が難しいというご指摘もございます。これにつきましては、広報すながわでの周知も試みますし、あとそれぞれの業種、業界の中でもそういったことを話題にさせていただく等で周知漏れがないようにしていきたいと思っておりますし、最終的に申請が上がってきた段階でこちらで把握している業者さんからの申請がない場合につきましてはこちらからも状況を伺うなどの方法につきましては取ってみたいと考えております。また、申請は基本的には郵送でしていただくということなのですが、申請書そのものは物すごく簡素化しているのですが、なかなか申請手続がという方につきましては職員が赴きまして申請ができるような、そういったことも課内では検討しておりますので、皆さんになるべく早い段階で申請ができるようにしていきたいと考えています。

それと、今後でございます。今後につきましては、感染症の終息が今見通せない中で市内経済への影響度合いが増すことが予想されております。今後においても国及び北海道においてさらなる経済対策が講じられると思っておりますので、これまで同様国及び北海道において講じられている状況を踏まえ、各種経済対策の対象とならない事業者を重点的に手当てすることを基本スタンスとしつつ、商工会議所など関係機関と連携を図りながら必要な経済対策を講じてまいりたいと思っておりますし、これらの発信につきましては適宜場面を設けていきながら、できる限りの発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 財源内訳のことは、予算書を見れば分かるということではあるのですが、特に今回大きなのは地方創生の臨時交付金なのです。自分でも調べてみたのですが、かなり事例集というのが細かく載っていて国のやらせたい方向というのがあるような感じがするのです。ほかのまちなんかで話を聞くと、この臨時交付金は1兆円の部分ですが、非常に使いづらいつかという話も聞いたりもして、その辺が心配だったので、先ほどのお話だと1億1,000万ほどが砂川市には入ってくるということになっている、今回のほとんどの財源がいわゆる地方創生臨時交付金というものを財源にしているので、これは別に全くこのままいってもお金は事業としてしっかりと取り上げて国のほうではもらえるという確証はあるのかどうかということなのですから、どうも直接今回みたいな援助をする項目がなかなかなかったものから、そこを確認したいと思うのですが、それからこの交付金を使うためには実施計画というのをまず出してくださいと。5月いっぱいにはまず一次の実施計画を出すよという国の方向性があるみたいなのですから、この実施計画というのが一体どんなものなのか、かなり詳しく実施計画を出さないとこの臨時交付金が入ってこないというような仕組みなものなのかどうか、その辺概略でもいいのですけれども、お答えいただければと思います。

それと、先ほどの申請の関係でいくと、市から対象事業者に向かって申請書が送られるというようなお話があったのですが、これはまたすごいと思うのは今回先ほど提案説明であった業種というのはもうほぼ20%から50%未満ということが分かっているし、しゃることなのだろうと思うのです。今配られている10万円の定額給付金であれば、全世帯に全部行くわけですから、こちらから申請書を出していくというのは非常にやりやすいだろうと思うのだけれども、売上げが前年同期と比べて20%から50%未満というところがどこの事業所になるのかというのが向こうから言われないと分からないのではないかなという気もしないでもないのですけれども、しかも送られてこなかったら職員が向かっていくというような物すごくいい、すばらしい対応だと思うのですが、できればこういう対応をいろいろな部分でもしてほしいと思いつつ、その辺のところはしっかりもう分かっているから、こういう申請方法ができるということを確認させていただきたいと思います。

それから、今後の感染症に向かったの対策ということなのですから、実は私も自分なりに調べてみていくと、前回の臨時議会での経済対策としての融資制度の関係ですが、なかなかあまり問合せというか、申請が少ないようで、今のところ5件というお話は聞いているのですが、私はもっと実は大変皆さんがそこに集中されてきているのではないかと思って聞いたのですが、5件ということだったので、これをどう自分で解釈していいのかというのが正直今思っているところなのですから、ところが社会福祉協議会を窓口にした生活福祉資金、これは緊急小口資金といって10万円とか20万円とかを借りられるという制度があるのですけれども、こちらは5月11日現在で28件

も申請が出ているのです。この28件の中には、飲食店の方だとか、あるいは派遣のシフトが減ってしまって生活に困っているから10万円借りたいとか、スナックの従業員の方とか、あるいは小売とか、その他フリーランスでやっている方々が4件とかと、こちらのほうにかなり多くの皆さん方が、小口の生活資金を借りるような市内の今動きがあるのです。今市内でどの方々がどうお困りなのかをもう少ししっかりと調べていく必要があるのではないかと私は今思います。今回の補正予算は、経済対策がメインなのですけれども、実はもっと違う部分の影響が市内には発生しているのではないかと思うものですから、このことを調べていけるのは行政しかないとは私は思っています、経済対策はもちろんなことなのですけれども、市民生活に与える影響がどういうところに出ていて、どこが今困っているのかということもしっかりと今後の調査をぜひして欲しいと思ひまして、その辺の考え方を伺いをしたいと思います。

今砂川市内では、小中学校はもちろん長い臨時休校に入っています。この臨時休業でも子供たちのストレスがたまっていて、私も公園で遊んでいる子供たちと話したりすると、本当に面白くないと、学校に行けなくて面白くないと子供たちは言っています。何とか今のところ砂川市は感染者ゼロなので、道教委の方向性ばかりではなく、砂川市独自の考え方というのを少しずつでもやっていかなければいけないのではないかと思うのです。砂川の場合は、小学校は今のところ統合されないで5校あります。しかも、子供たちの数はそんなに多くなくて、教室がぎゅうぎゅうになるようなものでもなく、空き教室もたっぷりあるという状況でもあるので、ここは砂川市がまさに独自の考え方をしていくような状況になっているのではないかと思うものですから、そこら辺も今後考えていってほしいと私は思います。

それから、高齢者の方々も今まで行っていたサロンだとか、それから運動するような、そういうところが全部公共施設が今休館になっているがために独りで最近人と話したことがないという高齢者の方々にも何人も私はお話を聞くのです。小黑さん、久しぶりに声出して話したわと。これは、表になかなか出てこないのですけれども、今後、また今大きな影響が出てきやしないかと私は心配します。

そういう意味からも、今は経済対策、今回の補正予算は経済対策がメインではあるのですけれども、もう少し幅広い影響というものをぜひ市のほうでは考えていただきたいと思っています。ただ、お金の使い方としても先ほど市長も触れられたのですけれども、今のところは市内には感染者がいらないからいいのですけれども、一人でももし出てきた場合に全く違う状況に砂川市はなっていくのだらうと思うのです。

実は、うちの市立病院は感染症の指定病院なのですけれども、これも聞いた話では感染症の人が入ってきて対応できる病室は11床しかないのです。よく札幌やほかのまちである例えば介護施設や何かでの集団感染が起こったときには、まさにこの11床ではとても

対応できないような状況というのがすぐ見えてくるはずなのです。そんなようなことを考えていったときに、果たして中空知全体でこの中空知の地域医療をどうやって守っていくかということをお首長たちの間で話がされているのかどうなのか、とても心配に思います。本当にこんな状況、今話したもしもの話なんていうのは、絶対来ない方がいいのですけれども、来る可能性というのは絶対あるとも思っていますので、どのようなシミュレーションが今後行われて、今も行われているのかということをお私は心配しています。

それで、今回マスクや何かの購入もあるのですけれども、これもあくまでも避難所対応、避難所の対応もとても大事だと思うのですけれども、ではこれから学校や何かとか開けていくといったもし状況になったときに、前に一回子供たちが登校したときには家庭でみんな体温を測ってきてくださいという状況だったのですけれども、私は先ほどもあったかも分からないのですけれども、マスクや消毒液、非接触型の体温計とか、あるいは防護服みたいなものも今のうちにしっかりと予算を確保して買っておく必要があるのだろうと思います。

実は、今日先ほど議会が始まる前に市立病院に行ってきたのですけれども、入り口の前にテントが張られて体温計を来院者に1人ずつ当てているという状況が見られました。そのようなことを学校や、あるいは公共施設を開けるという段階ではしていかなければいけないと、そのためには予算も確保していかなければいけないとも思っています。

もう一つは、最後に言いますが、今市内に16億円のお金が市民の皆さん方に届こうとしています。もちろん日々の生活に困ってこの10万円を何とかという方もいらっしゃると思うのですけれども、ただ市民の皆さんの中には地域の活性化のためにこの10万円を何とか使おう、あるいは何か困ったことがあったり、市が何かこういうところで協力してくださいということがあれば、自分は協力したいと思っている方々もいっぱいいらっしゃるのではないかと思います。これを早い段階で何とかこういう受皿を発信して行ってほしい、そういう受皿をつくってほしいと思うのです。この16億円が札幌に買物に行かれたり、よそのまちに行かれたのでは、私は残念だと思いますので、その辺も全部含めてできれば市長の感染症に対する今後の考え方をお聞かせいただければと思っています。

○議長 水島美喜子君 それでは、ただいまの小黒弘議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 小黒議員から多岐にわたって市長の考え方をということ

でございますけれども、先ほど飯澤議員に経済対策についてはお話をしたのですが、私の本音の部分というのはこの経済対策をしなくていいような、要するに一日も早くコロナを終息させる、そのためには私は知事ではありませんから、砂川市民としか言えませんが、市民の皆さんに自重してもらって、苦しいと思いますよ、だけれども自重して砂川は出ていないのですから、本来はいいとは思うのですけれども、道民に向かっては札幌の人たちは自重してくれと、札幌からも出さないでくれと、そうでないと北海道の経済がいつまでも感染者が出る限り復活しないと。北海道、また私の範疇でいえば砂川市の経済、脆弱な体質にあるところが全滅してしまうと、リーマンどころかもっとひどい衝撃を今受けています。それを立ち直らせるというのは無理になってしまうので、苦しいのは分かるのですけれども、手だてもしますけれども、何とかみんなで自重してこの空知からなくして空知だけは解除するだとか、空知だけでも三重県とか奈良県の大きさがあると、本州へ行けば県単位で解除されてもいいような地域にある、だから何とか空知だけでもまとまってなくすことによって解除されてこの地域の疲弊する経済の、いわゆる休業を解除してもらおうとか、そういうようなところまで向かうほどみんなが今はまとまって自重するべきなのだろうなど。それが地域対策をするというよりも地域を守る最短の方法で、私はブログの中では急がば回れと書きましたけれども、本来はみんなで何とか感染者を出さないように、私の範囲でいえばこの空知からと。だから、空知の24市町村が一緒になってなくすことによってここだけでも早く解除することが、それが十勝であったり、いろいろな市町のところが順々にやっていくべきだろうし、石狩管内だけ厳しい状況にあるけれども、何とかそこもなくなるように全道民が一つになって進んでいくことが今一番重要なことだと思っております。よろしいでしょうか。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 臨時交付金の使途です。今回予算計上させていただいた部分については、臨時交付金をこういうものに使いなさいよという部分の中では包括されて中に入っておりますので、これが使えなくなるということは考えていないところでございますし、臨時交付金自体が使い道としてはこういうものに使っては駄目ですよというところで明示してあるのが基金の積立てですとか、それから事業者への損失補償という部分については使えませんということでございます。今回私どもで出している支援金というのは、決して損失補償ではないという位置づけの中で支援金という形で出させていただいているところでございます。

それから、実施計画をつくらなければならないという決めがありまして、第一次の締切りが5月末でございます。今二次補正等々を考えておりますので、それ以降また新たな部分があるかもしれませんけれども、一次で限度額とされた1億1,700万何がしという部分については今月中に実施計画を作成して提出しなければならないことになっております。今回の5月臨時会に計上した部分も当然入っておりますし、これから来月の定例会で

予定しているコロナ関連の部分についても含めて事業計画にのせて提出予定をしているところでございます。事業計画自体がそんなに難しいといえますか、細かく詳細な計画でなくてもいいということでございまして、事業概要、それから実施時期、それから総事業費、該当する補助対象の経費等々を載せてこういう事業をやりたいのだというところを箇条書程度に書いて出すものが実施計画になっておりますので、そんな大それた計画書をどさっと冊子にして出すようなことではないので、早く出せるように国も考えたのではないかなと思いますけれども、そんなに難しい計画にはなっていないところでございますので、6月定例会に提案する予定の部分も含めて計画書に載せながら申請をしていきたいと思っていますところでございます。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 何点かご質問がございました。

最初に、申請の対象でございますが、今のところまだ経済部でどの事業所が何%売上げが落ちたかというところについては把握しておりません。ですので、今回対象となる業種の事業所全部に申請書を送りたいと考えております。その申請書の中小企業事業継続支援給付金のフローの中で、売上げが50%以上しているものについては市のものは該当しなくて、国の持続化給付金の対象ですというようなご案内をさせていただいているところです。

お話の中で、現在融資が5件だというお話がございました。今調べますと、6件の融資実績がございます。確かに4月の臨時会で創設した運転資金の融資制度なのですが、まだ6件ということで、これが多いか少ないかというのはまだ分からないところですが、実は市に対する、あるいは会議所に対する様々な制度の相談、問合せなのですけれども、合わせますと既に70件以上の問合せがあるところです。それがなかなか市の融資制度につながっていない、現段階ではまだ6件ということでございます。まだここについては様子を見られている方もいらっしゃるのかなというところがありますし、あと市民に対する、あるいは事業主に対する今様々な支援のメニューがたくさんある中で皆さんが今どんな制度を利用しようかということで動かれているのだと思います。特に先ほど小黒議員も紹介ありました福祉資金については、社会福祉協議会が窓口となって利用しやすいようなところもあるということから、件数も28件だと。私は、28件というのは把握していないのですけれども、そういったところにつながっているのかなという感じはしております。今後もしできれば融資を使っていただきたいというところありますので、金融機関と連携を取りながら、そこについてはこれからも周知に努めていきたいと思っております。

また、様々なところに影響が出ていて調べるというところ、アンケートです。これにつきましては、経済対策についてのアンケートにつきましては先ほど会議所と協働で今後するというような答弁もさせていただきましたが、今回申請を送る中にも物すごく簡単なアンケートなのですが、この中で期待する支援策やご意見をお書きくださいという欄を設け

ておりますので、そういったところも今後の参考にしながらやっていきたいと思ひますし、いろいろな方とお話しする中で経済部に関わらない部分のご意見も伺うことがありますので、そういったものについては共有してまいりたいと考えているところです。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市長の言われるとおりでと思うのです。まずは、市内も歩いてても閑散としているというか、寂しいまちになって今動きが止まっている状況というのがよく分かるわけですが、そろそろ出口戦略とよく言われますが、砂川市でもどうしていったら今後経済活動も少しでも元に戻っていくような状況にしていくのかを考えていかなければならない時期なのだろうと思うのです。このままみんなじいっと我慢して、それこそコロナにかからないようにというばかりでは、経済も止まったままになってしまう、学校もみんな行けない、年寄りもただ自宅で過ごしているだけということになってしまうわけですから、対策をしっかりとこれから取りつつ経済活動も少しずつ動かしていくような、これはまさに砂川独自のやり方ということを考えていかなければいけないのだろうと私は思うのです。そうしていかないと、いつも国の方向、あるいは道の方向と同じようにしていくという流れではない流れをつくり出して、まさに砂川独自のやり方ということをしていかなければならないと私は思ひます。

市長が先ほどこの議場でおっしゃった話というのが、残念ながらブログや、あるいは市のホームページを通じてしか通じていないのが今の現状だと私は思ひます。どうしてもインターネット環境のあるところは市内では少ないので、もっといろいろな対策を打っているということを市民の皆さん方に知ってもらおうという必要があると思ひます。そうすることによってお互いにどうしていったらいいのか、これからコロナと共生とかとも言われていますけれども、それを過ごしていくには今までに戻るとということが果たしてできるのかどうかというと、戻れないのかもしれない。でも、新しいやり方というのが砂川なりのもので出てくると思ひます。そのときには、市民の皆さんも一緒になって動いてもらなければいけないわけですから、つまり市長がどう今後考えていこうとしているのか、市はどういうところに今重きを置いて動こうとしているのかということや常時発信をして市民の皆さんに知っていただくような方法を考えていくべきだろうと思ひます。

総務部長に最後はお伺ひするのですけれども、私はまだまだやれることと思ひます。広報だけではなくても、もっと新型コロナに対しての周知ということ、今砂川市がやっていること、これから気をつけていかなければ経済活動がなかなか回っていかないということも含めて、ひとつしっかりとした情報を私はずひ流してほしいと思ひますので、その辺の考えを最後にお伺ひをして終わりたいと思ひます。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 市の情報の出し方という部分でございます。今現在を考えると、3つの密の部分についてはなかなか集まっての行動が起こせない、本来であれば老

人クラブ、町内会等々の集まりの中で何か発信できるのでないだろうかというのが一般的に考えられるところではありますけれども、今現状としては毎月いっぱいについてはそういう集まり等々については皆さん自粛をされていると思います。この部分については、今現在実施しております広報すながわで発することができる最大限かなという思いもしておりますし、電子的な部分は確かに分からない方、扱えない方もいらっしゃいますし、そのためにテレビの地デジ広報というのもやっています。できるだけ早い段階でそういうものも見ていただける部分も広報紙を使いながら、出しながら、またこの後外出の自粛、3つの密に気をつけながら事業をやっていくよというところになった段階では、当然再開される老人クラブですとか、それからいきいき関係の事業、それぞれの部署がまた市民の皆さんと対話するところが出てくると思いますので、その辺についてはそのほかにコロナの部分も含めてお話しするような体制にしていくのが一応今のところの広報対策かなと思っています。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員（登壇） それでは、砂川市一般会計補正予算について総括質疑をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、北海道では感染者が1,000名を超えました。北海道は、いち早く緊急事態宣言を行った地域であります。その後国の宣言と合わせ、これまで長期にわたって感染拡大防止のために学校の休校や人の密集を伴う事業活動の自粛要請、住民の日常生活における外出抑制が行われてきたことから、多種にわたる事業者の経営や雇用を直撃してきました。今回歳入にわたって先ほど総務部長から国庫補助金、道補助金について説明がありました。そして、基金繰入金ということで60万6,000円、この一大事にこの難局を乗り越え、市民の生活を守る事業を展開するためにさらに拡大すべきではないかと考える次第ではありますけれども、先ほど市長からも総務部長からも6月議会によってというようなお話もあります。それから、地方創生臨時交付金事業についても総務部長から説明がありました。私もお伺いしたかったのですが、先行受付が5月20日で、今日18日、最終受付が5月29日ということで、先ほども総務部長からその日程に合うように申請をするというようなお話がありましたので、ぜひとも限度額に見合う申請を市民が安心して暮らせる内容を提示してほしいと思います。

それで、児童福祉総務費の地方創生臨時交付金事業に要する経費ということで、子育て施策には多くの事業があると思いますけれども、あえて子育て支援給付金とした理由について、それと続きまして商工費のほうでも今回たくさんの策を考えられて、先ほどからも何人かの議員からの質問等でたくさんの回答等をいただいております。事業継続支援給付金事業についても先ほどから質問等もありましたけれども、50%未満に関して支援をするということは非常によいことだと思うのですが、49%の方も20%の方も30万円ということで不公平感、大きな差があるのではないかと考えるところでございます。

れども、先ほどの回答、答弁のほうでも今後様々な分野について拡大していきたいという
ようなお話、そして手続がととても大変ということで私も聞いておりましたけれども、手続
についても職員が出向く、窓口設置など様々な方法、そしてアンケートについても支給用
紙にアンケートを設けるというような内容でありましたので、そのように取り組んでいた
だきたいと思います。それで、店舗等確保支援給付金及び水道料金等支援給付金の支給期
間を3か月とした理由について伺いたいと思います。

続きまして、学校給食の実施に要する経費で食材の補償金の内訳について伺いたいと思
います。

そして、国民健康保険特別会計補正予算についてですけれども、先ほど条例のほうでも
質問させていただきました。傷病手当金について条例のほうで大まかに聞いたのですけれ
ども、その傷病手当金の支給者が行う支給までの手続の流れについて、支給までの日数に
ついて伺いたいと思います。

1回目の質問といたします。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から今回地方創生臨時交付金事業
として実施する子育て支援給付金についてご質問がございましたので、ご答弁を申し上げ
ます。

国は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組
として、児童手当を受給する世帯に対し対象児童1人当たり1万円を給付することから、
子育て支援に力を入れている砂川市の独自施策として国の臨時特別給付金に上乘せとい
いますか、併せて国と同額の1万円を給付しようとするものでございます。また、通常の子
童手当は、受給者が公務員の場合、勤務先から支給されるため市の予算には含まれており
ませんが、国の臨時特別給付金は公務員に対しても市より給付することから、市の子育て
支援給付金についても公務員世帯の児童分を含んだ予算額となっているところでございま
す。

なお、通常の子童手当には所得制限があり、限度額以上の場合は特例で給付されてお
りますが、今般の国の子育て世帯への臨時特別給付金は児童手当の特例給付対象者は非該
当としており、市の子育て支援給付金も同様に非該当としたところでございます。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 (登壇) 店舗等確保支援給付金の支給期間を3か月とした理
由についてということでございます。他の自治体でも家賃に対する給付について検討され
ている状況があり、様々な期間を設定しているところでありますが、砂川市の店舗等確保
支援給付金の支給期間につきましては終息の時期も関係してくるということから、取り急
ぎの対応といたしまして3か月としたところであります。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君（登壇） それでは、私から中小企業緊急支援事業のうち水道料金等支援給付金についてご答弁を申し上げます。

水道料金等支援給付金の支給期間を3か月とした理由についてであります。水道料金等支援給付金につきましては市内の宿泊業及び飲食店を営む方々に対し、外出自粛等による影響で客入りが見込めない中、固定費の支払いの一部を負担し、事業者の事業継続を支援することを目的としておりまして、北海道における国の緊急事態宣言の発令期間などを考慮し、本年4月から6月までの3か月分としたところでございます。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君（登壇） 私から食材費等補償金の内訳についてというご質問にご答弁申し上げます。

内訳につきましては、給食センターでキャンセルできなかった食材で2月27日配食予定のバンズパンと3月2日配食予定のひな祭りゼリーの経費を私会計である給食会計へ補填する16万2,275円、2月28日から3月28日まで予定していた給食用として米飯及びパンを作っている業者への加工賃を補償する59万9,206円、さらに保護者から徴収していた学校の臨時休業初日2月27日分の給食費を保護者に返還する際に必要な振込手数料及び2月28日から3月23日までの各小中学校が保護者から徴収して預かっていた給食費を保護者等へ返還した際の振込手数料を補償費として支出する15万5,554円であります。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君（登壇） 私からは、議案第2号、国民健康保険特別会計の補正予算に関する傷病手当金の申請から支給までの流れ、あるいは期間、払いまでにどれぐらいかかるかについてご答弁申し上げます。

申請からの流れですが、支給申請者は申請書等必要書類を市のホームページまたは市の国保担当へご連絡いただくなどして入手していただき、事業主から勤務状況や賃金支払い状況等、あるいは医療機関から療養の状況の記載を受けて振込口座等を記載した支給申請書と併せて提出していただきます。その際支給申請書は、国保のほかの給付と同様に世帯主からの申請が基本となります。市で支給申請書を受け取った後は、書類審査を行い、支給対象者に支給決定書の送付及び指定口座へ振り込むものでございます。これにかかる支給までの期間、日数でございますが、被用者保険であります協会けんぽ等では健康保険給付の支払いには一般的に受付から10営業日、約2週間程度で入金となるよう目標を定めているところもあるようですが、その中でも傷病手当金の支払いは書類内容等の確認が多く、通常より長くなるような傾向でございます。国民健康保険の傷病手当金につきましては、申請書類を受け取ってから速やかに審査をし、書類に不備等がなければ定期払いではなく期日指定払い等で早めの支給ができるよう手続を進めていくところでございます。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

子育て世帯への子育て支援給付金ということで説明がありましたけれども、児童手当の受給者が対象ということで中学生以下の子供、15歳以下の子供がいる世帯に限定されます。現在高校生、大学生も大変コロナウイルスの影響を受けております。特に大学生に当たっては、学校がないのに私立ですと授業料も莫大な金額がかかる、実習に行けない、飲食業等のアルバイトが多く、学生のためアルバイト代の補償もされない、多くの学生たちが苦勞しています。退学の危機にあるとも言われております。中学生までの子に限定ということでありますけれども、限定した理由と拡大対象について伺います。

商工についてですけれども、まず3か月とした理由について伺いました。例えば沼田町では6か月支給されるようになって、近隣の市町村でも6か月支給されております。全国的にも6か月というくくりが注目されてきているのですけれども、その拡大について伺います。

続きまして、給食費の食材についてなのですけれども、先ほどのお話によりますと発注予定だった米飯、パンの加工品の加工の補償ということでありますけれども、なぜパンと米飯だけの補償なのか伺います。

続きまして、国保につきましては、傷病手当金の説明をいただきました。一番最初に、77万7,000円について7名ということで市民部長から話があったのですけれども、対象人数が非常に少ないのではないかと考えますが、今後対象が広がった場合どのような形になるのか伺います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 子育て世帯への支援ということで高校生、大学生を持つ親御さんへの対象の拡大というようなお話でございました。若干1回目のご答弁と重複する部分があるかと思いますが、今回の市独自の施策として行います子育て世帯への給付金につきましては、国が新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、児童手当を受給する世帯に対しまして臨時特別の給付金を支給することによって子育て世帯に対する適切な配慮を行うということを目的としているものでございまして、砂川市としましても国と同様の考え方から支援を行おうと判断したところでございます。高校生、大学生等を含めた子育て世帯全体への支援ということでございますが、現状では感染症拡大の終息について見通すことが難しい状況にあります。今後も市民生活への影響の把握に努めるとともに、国、道などの動きを注視しながら必要な取組について検討するなど適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 他市においての何か月間というところについてはそのまちの考え方があって設定されているのだと思います。当市の場合につきましては、先ほども申しましたが、現状ではまだ終息の状況というのは見えていない状況ではあります。今後終

息の状況も見ながらその辺については対応していきたいと思っております、当面取り急ぎの対応として3か月間を支給月数としているところでございます。今後につきましては、国も今家賃についていろいろな制度を考えているというところもありますので、そういったものも状況見ながらどういった取扱いをしていくかについては随時整理をしてみたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 今回この補償につきましては、国の補助に基づき補償を行うものでございますけれども、一般的な消費や転売も利く食材とは違いまして学校給食専用のパン、米飯の加工、これを行っている事業者につきましては加工賃で利益を受けているということがあること、そしてその業者の事業収入が大部分を学校給食に依存しているということから、この補助制度に明確に加工賃の補償ということで位置づけられておりまして、学校再開後も継続的に学校給食を安定的に供給できるよう給食専用の加工賃相当を補償するとしたものでございます。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 私からは、傷病手当金の関係で現在の予算積算7名が少ないのではないかと、あるいは今後多く出た場合にどうするのだとかというご質問でございますが、現状において市内における新型コロナウイルス感染症により仕事を休む方がどれだけいるのか、給料が当たらない方がどれだけいるのかというのはなかなか見込むのが難しいところで、ある一定の考え方で積算したところでございますが、当然給料というか、もらっている賃金体系も分からないので、それについては国の雇用調整助成金の上限額等を使って、あるいは休むのを1人20日程度というようなことで77万7,000円と予算計上しているところでございますが、実際今回の傷病手当金につきましては条例で内容を規定し、補正予算も今ご説明のとおりある程度の人数で推計をしております。今回予算に関しては、保険給付費の款に新たに傷病手当金の項を計上して予算計上したところでございますので、今後増えた場合には今回は条例で規定したところでございますので、予算が足りなくなった場合には保険給付費のほかの款の中での流用や、あるいは再度の補正予算を計上して対応するというような考えでございます。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 今子育てにつきましても、様々な世代の子供たちが苦勞しているということで今後も拡大に取り組んでいただけたらと思います。

商工につきましても、3か月ではまだ十分ではないのではということで今後も拡充に努めていただきたいと思います。

食材費なのですけれども、先ほど米飯、パンについてということで伺いましたけれども、市内の商店の方々はいろいろな食材の供給をしていると思うのですけれども、学校が休校になることによって大変な思いをされている商店の方々がたくさんいらっしゃるのです。

ですので、これは先ほどのお話によりますと国のというような内容でございましたけれども、ぜひとも市独自のまた今後ほかの米飯とパンだけではない業種についても考えていただきたいと思いますので、その点について最後に伺います。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 食材の市内の小売店からの仕入れという関係ですけれども、単なる例えば野菜や肉といったものにつきましては小売業者さんが卸売業者さんから仕入れをストップさせることもできたということもありましたし、仕入れ予定だった例えば缶詰などの長期保存の利く食品、これについては後日また給食センターで購入することができると、さらには食材ということでございますので、一般の消費にも流通できるというようなことがあったことから、砂川市の場合においては給食センターと小売業者さんとは契約書を交わしておりますが、何かあった場合における協議というのが今回ありますけれども、先ほど申し上げたような野菜とか肉の仕入れのストップや他の消費に使われたことなどから、今回その協議がなかったということでございますので、今回の補償には入っていないというところでございます。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号及び第2号の一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております4議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休憩することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本会議を休憩いたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 2時55分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第5 議案第3号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第4号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

について

議案第1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第5、議案第3号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算の4件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長 多比良和伸君（登壇） 予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

5月18日、委員会を開催し、委員長に私多比良、副委員長に中道博武委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第3号、第4号並びに第1号、第2号の一般会計、特別会計補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 水島美喜子君 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号、第4号、第1号、第2号を一括採決いたします。

本案を、予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 水島美喜子君 以上で日程の全てを終了いたしました。

これで令和2年第2回砂川市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉会 午後 2時58分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年5月18日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員